

令和8年4月10日

保護者各位

岡崎市立奥殿小学校長

暴風警報・暴風雪警報もしくは特別警報発令時および、異常気象時の 登下校について（お知らせ）

岡崎市において暴風警報または暴風雪警報が発令された場合は、下記のような対応をします。加えて「[南海トラフ地震臨時情報が発表された場合](#)」も記載しています。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 児童の登校する以前に、「岡崎市」に暴風警報もしくは暴風雪警報が発令されている場合

- (1) 午前6時までに警報が解除された場合は、平常通り始業します。
- (2) 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から始業します。
状況に応じて「[学校ホームページ](#)」にて知らせる、「[奥殿小メール](#)」で登校・下校の案内を「[メール配信](#)」する場合があります。
- (3) 午前11時以降、警報が継続されている場合は、臨時休校とします。
*警報が発令されていなくても、状況に応じて保護者の判断で登校を見合わせていただいても結構です。その際は、学校にお知らせください。

2 児童の登校後に、暴風警報もしくは暴風雪警報が発令された場合

- (1) 気象・交通機関及び通学路の状況等から児童を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止して速やかに下校させます。より安全な下校のために、暴風警報もしくは暴風雪警報が発令される前に一斉下校を決定することもあります。
- (2) 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、児童の安全確保に努め、校内にて待機します。状況に応じて保護者に連絡を取り、お迎え等の依頼をします。

3 「特別警報」が発表された場合

(1) 児童の登校する以前に岡崎市に特別警報が発表されている場合

- ① 児童は登校しません。
- ② 特別警報解除後も、学校は、災害の状況及び気象・通学路の状況などに係る情報収集を行います。学校から登校についての連絡があるまでは、自宅で待機します。

(2) 児童の登校後に岡崎市に特別警報が発表された場合

- ① 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。
- ② 児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。

4 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

気象台が発令する注意報・警報等の気象情報を把握し、気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止を決定します。

裏面に続きます

※[登校時]災害の状況や通学路の状況によっては、保護者の判断のもと登校を見合わせてください。また、同じ通学班の保護者と連絡を取り合うようにして学校へも連絡をお願いします。
※[登校後]著しい降水量を伴う雷雨等、気象変化に回復が見込めず、児童の安全を確保するために、急遽「保護者への引き渡し」を依頼、下校を早める場合があります。

5 土砂災害警戒情報（レベル4以上は危険な場所から全員避難）について

土砂災害警戒区域や特別警戒区域が学区には多くあります。岡崎市土砂災害ハザードマップを確認し、自宅周辺の状況を確認してください。警戒レベルにかかわらず、登校が危険な場合は、保護者の判断により登校させないでください。その場合は、保護者がその状況を学校に連絡してください。なお、危険個所がある場合は、学校に連絡してください。

6 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表された場合

- ① 原則として通常通りの教育活動を行います。
- ② 校外活動について、出発前に発表された場合は、見合わせをします。校外活動中の場合は、帰校できる準備をします。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- ① 児童の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行います。授業終了後に児童を下校させます。
- ② 校外活動について、出発前に発表された場合は中止します。校外活動中の場合は、速やかに帰校します。
- ③ 学区の状況によっては、臨時休校とする場合があります。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

- ① 通常通りの教育活動を行います。
- ② 土砂災害警戒区域等、居住地区の状況により個別の対応をする場合があります。

(4) その他

○児童が在宅時に事前に情報がない状態で震度5弱以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校とします。

7 給食中止の決定について

- (1) 中止決定は教育委員会が行います。その後、学校から各家庭に文書及び「奥殿小メール」「学校ホームページ」で連絡します。
- (2) 給食中止の場合は、弁当持参の場合もあります。

8 その他（緊急連絡）

- ・緊急の連絡が生じる場合は「奥殿小メール」にて、情報を配信します。なお、学校配信メール等の通信機能が使用できない場合や判断に迷う場合は、お子様の安全確保を優先して行動してください。
- ・気象災害に関する予報に伴い、児童の下校等に変更が生じる恐れのある場合は、近隣の小中学校と情報を共有してから、依頼させていただきます。ご承知おきください。
- ・気象庁による新しい防災気象情報の運用が5月下旬から開始されます。それに伴い、台風等異常気象時における対応が一部改正されます。今後、それに伴って変更点等ありましたら、改めて連絡させていただきます。

[連絡先：奥殿小学校 教頭 電話 45-2207]